

第5回 幹事会 議事内容

2022年8月23日

幹事長 飯島 奈 絵

2022年8月23日（火） 12時～13時 堂島法律事務所会議室，Zoomミーティング

【議事の内容】

- 1 選考委員会報告の件
- 2 各種委員会からの活動報告／選考，政策，広報，研修，親睦，若手会
- 3 大弁会務・日弁連理事会報告
- 4 総会におけるオンラインでの出席・議決権行使に関する意見交換
- 5 各種行事の案内

以 上

2022年7月22日

2023年度大阪弁護士会

副会長推薦候補者の選考結果のご報告

春秋会会員 各位

選考委員長 飯 島 奈 絵

副会長候補者推薦について下記のとおり決定しました。

第2回選考委員会兼2023年度大阪弁護士会副会長推薦候補者から意見をお聞きする会（2022年（令和4年）7月22日）において、立候補のあった副会長推薦候補者高江俊名会員のお話をお聞きした上で、本年度選考委員会として、次年度副会長候補推薦者の選考方法について、選考委員会規則第11条4項・同5項により、無記名投票以外の簡易な方法で決すること、及び次年度副会長候補推薦者として、高江俊名会員を選考することについて、いずれも別段の異議なく、満場一致でこれを可決しました。

（選考方法）

第11条

大阪弁護士会会長の推薦候補者の選考は、投票期間を定めた上で、単記無記名投票によって行い、有効投票数の過半数を得票した者を選考する。

（略）

4 第1項の選考において、選考対象者が1名の場合、出席委員の3分の2以上の賛成があれば、無記名投票以外の簡易な方法で決定することができる。

5 大阪弁護士会副会長の推薦候補者として1名を選考する場合の選考は、前4項の方法による。

本年12月26日に開催が予定されております春秋会総会におきまして、高江俊名会員を次年度の大阪弁護士会副会長に推薦することの決議を求めることといたします。

以 上

資料 2

春秋会政策委員会報告（第5回）

2022年8月10日実施分
政策委員長 中島宏治

1 第1回政策シンポ（10月7日）について

- ・日程：10月7日（金）18：30～@1205会議室（ハイブリッド予定）
- ・内容：「弁護士の人権活動は持続可能か
～「ひまわり」委員会の活動を通して人権活動の可能性を探る～」（仮題）
＜パネリスト（予定者）＞
辻川圭乃さん、小山操子さん、東奈央さん（他会派）
中西基さん、松尾洋輔さん（春秋会）
＜コーディネーター＞
高江俊名さん（春秋会）
- ・タイトルについて協議。その後、上記タイトルに落ち着く。
- ・今月中に会員に告知する。
- ・役割分担は、次回政策委員会にて。

2 第2回政策シンポについて

- ・時期は、1月下旬頃。他の企画との兼ね合いで時期を決定
- ・内容は、弁護団活動について
- ・弁護団活動の魅力を新会員に伝えるような内容にしたい。

3 政策委員会メンバーについて

鋭意募集中

今後の対策はおいおい検討していく

4 今後の政策委員会の日程

⇒いずれも12時～13時@ZOOM

9月14日（水） 10月12日（水）
11月16日（水） 12月14日（水）
1月11日（水） 2月15日（水）
3月8日（水）

以 上

2022年度第5回幹事会報告（広報委員会）

2022年8月18日

広報委員長 堀川 智子

1 広報委員会の活動概要

- (1) 会報発行（年2回） 2020年度から通年電子化
- (2) 会員向けニュースレター（電子版）発行（毎月） 2020年度から
- (3) HP編集（年度初め及び随時）
- (4) メーリスアドバイザー運営
- (5) その他
 - ・委員会開催（毎月）
 - ・委員会ML等利用しての情報共有及び意見交換（随時）

2 2022年度広報委員

担当副幹事長西原和彦（55期）

委員長堀川智子（57期）、副委員長広瀬元太郎（60期）、
有村とく子（50期）、中森俊久（55期）、山口昌之（58期）、
浦寛幸（59期）、柳勝久（61期）、山田寛子（65期）、
金星姫（66期）、木場晶子（67期）、田村瞳（67期）、
板崎遼（67期）、吉留慧（68期）、高一成（69期）、
根本俊太郎（70）、佐久間ひろみ（71期）、足立敦史（71期）、
村本健司（71期）、河野哲平（71期）、才木晴幹（72期）、
久井大輝（73期）、山本こずえ（73期）、
佐々木崇人（74期）、神澤鈴子（74期）
以上、現在25名

3 2022年度活動予定

- (1) 会報（電子版）発行（年2回）
- (2) 会員向けニュースレター（電子版）発行（毎月）
- (3) HP編集
- (4) メーリスアドバイザー運営
- (5) 広報委員会の活動のあり方及び予算についての提言など

4 2022年度活動報告（7月16日から8月19日まで）

- (1) ニュースレター8月号発行（8月5日）、全15頁

- (2) HP更新
 - ・2022.7.19 「議事録」に「第4回 幹事会資料」掲載
 - ・2022.7.20 「議事録」に「第4回 幹事会議事録」掲載
 - ・2022.7.26 「議事録」に「第2回 選考委員会議事録」掲載
 - ・2022.8.5 「ご報告」に「春秋会ニュースレター2022.8」掲載
- (3) 会報（秋号）取材
 - ・2022.7.25 会長インタビュー
 - ・2022.8.19- 和歌山取材旅行（和歌山県太地町・南紀白浜）（予定）
- (4) 打合せ
 - ・2022.8.2 会報秋号 WEB 業者打合せ
 - ・2022.8.17 会長インタビュー 担当国会議
- (5) 第5回広報委員会（8月19日実施予定）ハイブリッド方式
 - ① ニュースレター（NL）9，10月号発行準備
 - ・行事告知確認
 - ・原稿依頼及び回収状況確認
 - ・行事報告（内容・担当）確認
 - ・執行部便り（担当）確認
 - ・その他記事内容
 - ② 会報秋号
 - ・会報発行までのスケジュール確認&担当決め
各種原稿、レイアウト校正チェック（一次・二次・最終）
特集記事等〆切、その他
案内チラシ印刷、配布
印刷版（簡易版）印刷
 - ・特集記事
会長インタビュー
和歌山取材旅行記（太地町イルカ追い込み漁、持続可能な水族館
のあり方・SDGs を考える？）
 - ・会員名簿
 - ・編集後記
 - ・表紙&裏表紙ほか写真
- (6) 春秋会会務関係費用の支出に関するガイドライン
 - ガイドライン及び申請書フォームの説明
 - 懇親会（R4.4-7分）出席者氏名及び額確認（追って）
- (7) その他委員会MLその他を利用しての情報共有及び意見交換
 - ・幹事会の議題（広報関連）

- NL 8 月号（原稿集約、校正チェック等）、同 9 月号（原稿依頼）
- 会報秋号準備
原稿回収状況、WEB 業者とのやり取り、特集記事（会長インタビュー／取材旅行）等
- 委員会行事及び活動予定

以 上

春秋会研修委員会 議事録 (第5回:2022年8月18日(木)12時~12時半)

西念

出席者：飯島、中村、田積、島袋、松浦、西念

1 簡単に自己紹介など (ニューフェイスの参加があれば)

2 第2回 春秋会研修企画 振り返り

【日時】 2022年7月22日(水) 午後6時~午後8時

【演題】; 『しくじり先生~教育事業撤退の経験から学んだこと~』

河野 研 (Kohno Ken) http://www.kohno-cpa.com/page_001.html

(公認会計士 河野公認会計士事務所 所長)

【担当者】 中村先生、腰田先生、有本先生

◆ニュースに載せる報告記事(1000字)と写真 8月20日ㄨ切

→ 文章は中村先生から、写真は腰田先生から広報の堀川弁に送る

・大変面白く、かつ勉強にもなった。ZOOMでも伝わった。

・懇親会も人数は多くなかったが、講師を交えて盛り上がった。

・アンケート → MLで共有する

・進行表を作成し忘れていたので今後は注意 ★参加人数の把握も!(報告用)

3 第3回 春秋会研修企画

日 時: 11月7日(月) 18時30分~20時30分(17時30分集合) 予定

場 所: 大阪弁護士会館10階

開催方法: 対面とZOOMのハイブリッド

【演題】; 未定

【講演内容】「裁判官! 当職そこが知りたかったのです。」の中からテーマを選ぶ

【講師紹介】 岡口基一裁判官(46期)、中村真弁護士(56期)

【担当者】 今井、中原、松浦

岡口裁判官の状況に応じた支援的な意味を込めて、弁護士会館で開催する
研修の単位認定を目指す

・企画内容については、担当チームで中村弁護士と打ち合わせをする

→ 8月22日16時~ ZOOM併用として、飯島、中村、西念も参加

・9月頭には宣伝を開始できるようなスケジュールで。チラシも作りたい。

・謝礼等 岡口裁判官には謝礼+交通費、宿泊費

交通費は現在の居住場所を確認、宿泊費はホテルを本人に手配して頂く

→ 飯島先生から確認

中村弁護士には、同額の謝礼をする

- ・懇親会 → タベルナキクタ , 呼びかけの範囲は春秋会と講師のつながり

4 第4回 春秋会研修企画

日時; 10月~11月 岡口企画の会場都合を考えると、むしろこちらが先か?

- ・着こなし研修

【担当者】渡部、中原

阪急メンズ館の方をお願いする想定

昨年、話し足りなかったことがある!と仰って下さっている。

メンズでパッケージになっている企画なので、レディースは諦める。

そもそも、レディースは幅が広すぎる

メンズ館内の部屋を使う。 18時~のイメージ。

→ 日程について講師と早急に調整する

告知、宣伝など担当チームで分担する

◆進捗はどうか? ★中原先生、渡部先生にML上で報告をお願いする

5 第5回以降の研修企画

- ・若手会との共催企画

今年は、共催企画は保留(コロナの再拡大等を受けて) 了承

【担当者】島袋、金、杉野(若手会の担当役員)

- ・「プリズン・サークル」 <https://prison-circle.com/> 自主上映企画

取材の対象となっている島根あさひ社会復帰促進センターは、官民協働の新しい刑務所です(いわゆる、Private Finance Initiative)。

添付資料参照 福岡県弁護士会での上映企画は盛況だった模様。

→ 内容が大変興味深いのでやる方向で考えたい。

時期 場所 有料とするか? 例えば岩本先生のトークを交えるとか?

上映+トークだと3時間くらいの企画となってしまう

コロナの状況によってはリアル開催に難あるかも、時期の検討

【担当者】

→ やりたいが、コロナもあるので、時期など継続協議とする
現状を黒田先生に伝えて相談する(西念)

・他に、よい企画の候補はありませんか？

→ 若手をターゲットにしたような企画を考えたい

6 委員会活動活性化費、会務関係費用支出ガイドラインについて

→ 名簿について 実働13名で作成

研修委員会内の懇親会行事をやる方向で検討。

但し、コロナがもう少し収まった段階で。

7 その他

8 次回以降の研修委員会の日時

原則として、毎月第3木曜日のランチタイム（12時～13時）にZOOMでとします。

9月15日（木）、10月20日（木）、11月17日（木）、12月15日（木）

1月19日（木）、2月16日（木）、3月16日（木）

以上

第 5 回 幹事会報告（親睦委員会）

令和 4 年 8 月 1 9 日

親睦委員長 宮下泰彦

1 73期74期新人歓迎旅行の打合せ

コロナウィルスが再拡大してきているところではありますが、定例会で協議し、現時点では中止とせず、旅行準備を行っていくことにしました。

告知文を準備し、春秋会メーリングリストにアップします。

日程：令和 4 年 1 0 月 2 8 日（金）・2 9 日（土） 1 泊 2 日

場所：金沢

代金：1 人 8 8, 0 0 0 円
7 0 ~ 7 2 期 5 5, 0 0 0 円
7 3 ・ 7 4 期 無料

行程：2 8 日

9 時 1 2 分 JR 大阪駅発 → 1 1 時 5 8 分 JR 金沢駅着
昼食・千里浜なぎさドライブウェイ（バス移動）

1 6 時 3 0 分 加賀屋「雪月花」着 宴会予定

2 9 日

9 時 宿出発 → 1 0 時 1 5 分 金沢市内（兼六園）

昼食・自由散策 近江町市場・ひがし茶屋街 など

1 5 時 1 9 分 JR 金沢駅発 → 1 8 時 0 9 分 JR 大阪駅着

2 オリックス京セラドーム観戦

日 時：令和 4 年 8 月 2 7 日 土曜日 1 4 時 プレイボール

カ ー ド：オリックスー西武

参加人数：1 6 名

参加費用：無料

チケットが準備できましたので当職から参加先生の事務所に郵送しました。

3 ワインの夕べ

予定日時：令和 4 年 1 1 月

令和4年度春秋会若手会世話役会議 第5回議事録

令和4年7月26日

1 日時・場所

令和4年7月26日(月)12:00~13:00 @zoom

2 参加者 (敬称略)

堀智弘、富井和哉、杉野龍太、阿武修平、池田建人、河野哲平、稲生貴子、田村瞳、西祐輔、別所大樹

3 議題

(1) ビアパーティ (阿武)

日時：8月5日(金)

場所：ソラシタ (雨天決行可能、荒天不可) 貸切 (プロジェクターあり)

予定人数：40人限定

→下見をしたが、40人ではなく、現状の20人から30人で良い収容人数。前半外、後半は室内で企画。企画内容は、謎解き等接触が少ないものを検討。

⇒8月5日に無事に開催。謎解きは難易度も高く、コロナの中での企画として好評だったのでは。

(2) 破産研修② (西)

1回目参加者に参加可能な日程を確認した上で、2回目の日程を調整。

2回目は管財事件を浦先生に準備いただく。

(3) 地引網・グランピング

候補場所や日程を調整していく。

5 次回会議

8/22(月)12:00~@zoom

以上

株主総会のオンライン化

1. バーチャル株主総会の種類

バーチャル株主総会は、以下の通り、類型化される。

[観点]

- ① リアル会場+オンライン（ハイブリッド型）か、リアル会場なしのオンラインのみ（バーチャルオンリー型）か、
- ② オンライン参加者に議決権行使を認めないか（参加型）、認めるか（出席型）
- ③ オンライン参加者は視聴のみ（一方向型）か、質疑可か（双方型）

[類型化]

A.ハイブリッド型：リアル会場+オンライン	
A-1	ハイブリッド参加型：オンライン参加者に議決権なし
	A-1-1 一方向型：オンライン参加者は質疑不可。傍聴のみ。
	A-1-2 双方型：オンライン参加者は質疑可
A-2	ハイブリッド出席型：オンライン参加者に議決権あり（質疑権あり）
B.バーチャルオンリー型：オンラインのみ（オンライン参加者に議決権、質疑権あり）（注 ¹ ）（注 ² ）	

2. ハイブリッド参加型一方向型

ハイブリッド参加型一方向型においては、オンライン参加者は議決権の事前行使／委任状提出を行い、当日は傍聴のみが可能となる。

招集通知に入室方法を記載し、株主限定であれば招集通知に ID,PW も記入の上、株主番号等による本人確認を行う。株主限定とするか否かに関わらず、アクセス集中回避のため、

¹ 現行会社法上、株主総会を招集する場合に、株主総会の「場所」を定めなければならない（法 298 条 1 項）とされ、かかる「場所」とは、株主が質問し、説明を聞く場所を確保するため、物理的に入場可能な場所をさすとして解されてきた。そのため、会社法上、リアル会場のないバーチャルオンリー型株主総会の開催は難しいとされてきたが、2021 年の産業競争力強化法改正により、バーチャルオンリー型株主総会の開催も可能となった。

² バーチャル総会の最大の短所は、通信障害の発生可能性である。多数株主のアクセスが集中し、画像、音声スムーズに配信されない可能性があるばかりか、まったくつながらないリスクもある。ハイブリッド型で、相応の委任状・議決権行使書が集まっていれば、オンライン参加者が全く参加できずとも、株主総会の開催は可能である。バーチャルオンリー型では株主総会の延期・続行の議長一任決議を議長を議場に宣言できないため、その有効性が問題となりうる。

事前登録制を取ることも考えられる（注³）。

リアル会場参加者のプライバシー保護のため、カメラは議長固定とし、質問時も株主番号のみを開示し、氏名開示はしないよう招集通知に記載するとともに、質疑応答前に議長から告知する配慮も行う。

3. ハイブリッド参加型双方向型

ハイブリッド参加型双方向型において、オンライン参加者は、議決権は事前行使／委任状提出となるが、総会当日の質疑応答への参加は可能となる。

リアル会場では広い会場で多数の株主を前に発言する必要があるのに対し、オンライン参加者はディスプレイに映る議長だけを見て発言できるため、発言に対する心理的抵抗がリアル会場参加者より低くなりうる。複数の総会に同内容の長文の質問をコピー&ペーストで送付することも可能である。その結果、議案に関係のない濫用的な質問の増加や、ロングラン総会となる可能性がある。

そのため、質問・意見は文字入力のみとし、文字数制限および送信回数制限を設ける企業が多い（オンライン会議システムの挙手機能を利用し、口頭での質問を許す方式も可能である）。

文字入力での質問・意見は総会開始後に限定する必要はない。むしろ、招集通知送付時から入力可能として、事前に質問・意見を集め、回答も用意し、総会に臨む方が、議論が充実する。

オンライン参加者の質問・意見については、開催側による恣意的な取捨選択も可能となる（注⁴）。会社は、すべての質問・意見に対応する義務はなく、多くの参加者にとって有意義な質問・意見を選択し、対応すれば足りるが、質問・意見の取り上げが恣意的でないことを明らかにするため、届いた質問・意見すべてを総会後にホームページに掲載して紹介・回答する企業もある。また、あらかじめ取り上げの優先順位をルール化し、公表することも有効である（注⁵）。

³ 自動承認の事前登録制として、総会進行中も登録可能とすれば、上限人数までは総会開催後の遅刻参加も可能となる。

⁴ 他の参加者の様子がわからないZoomのウェビナー等を使用し、質問をホストのみが閲覧可能なチャット／Q&A機能等のみへの文字入力のみとすると、リアル会場参加者、オンライン参加者とも、他のオンライン参加者の質問状況、質問内容がわからない。オンライン参加者の音声発言を可としても、ホスト側で強制マイクミュートとし、発言を遮断することも可能である。

⁵ 目的事項に関するもの、他の株主の質問と重複しないものを取り上げる、回答することが顧客・従業員等の権利履歴を侵害する恐れがある場合、総会運営を妨げる目的が明らかな濫用的な質問は取り上げない等。

4. ハイブリッド出席型

(1) 定足数、採決

オンライン参加者は議決権行使が可能となるが、通信障害リスクや、オンラインで繋ぎながらの離席、議決権行使ボタンの押し遅れなどのリスクがあり、オンライン参加者をリアル会場参加者と全く同様に扱おうと、定足数の確認、過半数承認の確認が困難となるリスクがある。そのため、「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」（経産省。2020年2月26日公表。以下、「実施ガイド」という。）では、ハイブリッド出席型総会であっても、オンライン参加者には、議決権の事前行使／委任状提出を求め、総会当日、議場での議論を踏まえ、意見を変えた場合のみ意思表示と求める方法が推奨されている（注⁶）。但し、これを行うには、オンライン参加者各自の事前行使の内容と議場での意思表示の紐づけが必要となる。

なお、事前の議決権行使等の状況を勘案し、簡便な方法（オンライン会議システムの拍手機能の利用等）も可能である。

採決時はアクセスが集中し、賛否ボタンの推しても反応が遅いことがありうる。オンライン参加者が複数回、送信ボタンを押さないよう、送信は1回限りと明示し、株主が送信されたことを視認できるよう、送信と同時に創始されたことが表示されるシステムを用意した企業もある。

また、アクセスが集中し、送信、集計に時間を要しうるため、集計中の待ち時間に自社PRビデオ等を流す企業もある。

(2) 動議対応

実施ガイドは、動議をリアル会場参加者限定とする運用も可とする。動議は議案内容の趣旨確認、提案理由の説明が必要となるが、議事進行中にオンライン参加者に対してそれを実施することや、そのためのシステム整備は会社の合理的な努力で対応可能な範囲を超えた困難が生じることが予想されるとする。かかる運用とする場合は、予め招集通知等において、「動議提出の可能性のある株主のリアル会場出席」を要請する。

実施ガイドは動議に対する採決もオンライン参加者は実質的動議は棄権、手続き的動議は欠席として扱う運用も可とする。かかる運用とする場合は、その旨を招集通知に事前告知する。

⁶ リアル会場参加者は会場受付で事前行使の効力は期となることと合わせ、オンライン参加者は、①ログイン時に事前行使の効力破棄の上、②ログイン時に改めて事前行使と同内容の投票をすることの同意、③採決時にログイン時に行った議決権行使をやり直さない限り②の効力を維持することの同意を求める方式もある。

5. バーチャルオンリー型

バーチャルオンリー型では、リアル会場を設けずに、バーチャル会場のみで開催となるため、参加者全員がオンライン出席となる。

リアル会場がないため、通信障害でまったく繋がらない場合には、株主総会の延期・続行の議長一任決議を議長を議場に宣言できないため、その有効性が問題となりうる。

また、リアル会場での参加を希望する者もすべて遮断するため、①経営陣・株主間の有意義な交流を妨げる可能性があり、株主による取締役の責任追及に影響を与える可能性がある、②株主提案を受けた委任状争奪戦となった場合、会社・株主間の交流が重要となるがバーチャルオンリー型でそのような交流が有意義に行われるか疑問といった指摘がされており、ISSはバーチャルオンリー型開催を感染症拡大・天災地変時に限定する場合以外、反対の方針を取る。

バーチャルオンリー型に踏み切った企業は、Zホールディングス等、システムの自社開発、商品化が可能な一部の企業にとどまる。

オンライン総会の種類

- ◆ハイブリッド参加型：リアル会場＋オンライン
 - 一方向型：オンライン参加者発言不可（視聴のみ）
 - 双方向型：オンライン参加者発言可、議決権行使不可
発言方法：音声／文字送信（文字数制限、送信回数制限、コメント紹介時のルール）
- ◆ハイブリッド出席型：リアル会場＋オンライン オンライン参加者発言可・議決権行使可
- ◆バーチャルオンリー型：オンライン会場のみ

弁護士会の現況

◆日弁連

- 総会：ハイブリッド一方向＋パブリックビューイング（日弁連・単位会テレビ会議システム）
- 理事会：ハイブリッド出席型（＋パブリックビューイング？）

◆大弁

- 総会：リアルのみ
- 常議員会：ハイブリッド出席型（音声発言、挙手機能の利用）

◆春秋会

- 総会：ハイブリッド参加型（双方向型）←発言権
- 幹事長会、正副幹事長会：ハイブリッド出席型（実質的にはバーチャルオンリー）

要検討事項

◆ コロナ後は、リアルのみ／オンライン参加者発言不可とするか？

- 春秋のハイブリッド総会はコロナ禍での緊急対応に限定された方法？
- ハイブリッド総会での発言は権利でなく、オブザーバーに議長が発言を許しただけ？

□ クリティカル・イシュー

- クリティカルイシューは顔を突き合わせて議論すべき？
- クリティカル・イシューこそ、郊外型事務所、業務・家庭の事情等からリアル出席困難な会員な会員にも発言の機会を与えるべき？
- 総会の長時間化、不規則発言の懸念？ 質疑応答・動議の制限？

要検討事項

- ◆ オンライン参加者に議決権行使も認めるか？
- 安定した総会運営（定足数確保）
 - 通信障害、オンライン中の離席等に備え、オンライン参加者には、委任状提出を求め、議場での議論を聞き、意思を変えたときにその意思表示を求めるべきか？
 - 春秋会総会の規模であれば、オンライン参加者の委任状提出は不要か？
 - － 常議員会は委任状提出なしで、2年以上、開催
 - － オンライン参加者以外の委任状でも定足数確保可能
- * バーチャルオンリーは考えにくい？（総会後の懇親会、通信障害時の対応）